

# 建設廃棄物のリサイクルの高度化に向けた方策検討のための調査業務委託仕様書

## 1 目的

建設廃棄物のうち、建築物やインフラ設備等の更新により発生するコンクリート塊は、そのほとんどが再生砕石としてリサイクルされ、主に路盤材などの道路の舗装に活用されている。

コンクリート塊の再生利用率は高いものの、路盤材の需要減少などにより、都市部（広島市及びその周辺市町）では再生砕石の滞留が顕在化してきている。

今後もコンクリート塊の発生量の増大が見込まれていることから、コンクリート塊の資源循環が円滑に進むよう、路盤材以外の需要を開拓していくことなどの対策が必要である。

このため、本業務では、コンクリート塊のリサイクルの高度化に向け、県内の実態把握及び対応策を検討することを目的としている。

〔参考〕建設廃棄物のリサイクル推進（令和6年12月27日 循環経済に関する関係閣僚会議決定、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ施策集より一部抜粋）



## 2 業務項目

本業務の項目は、次のとおりとする。

- ・ コンクリート塊のリサイクルの現状及び課題の把握（既存資料の整理、実態調査、調査結果のとりまとめ）
- ・ コンクリート塊再生材の利用拡大に向けた対応策の提案
- ・ 報告書の作成

なお、各業務項目の効果的な実施に繋がるよう、業務実施内容を具体的に企画提案すること。

### 3 業務内容

東京都及び神奈川県事例（[国土交通省第18回建設リサイクル推進施策検討小委員会配布資料](#)）などを踏まえつつ、広島県内のコンクリート塊のリサイクルの現状及び課題を把握し、その結果を基に広島県に適したコンクリート塊のリサイクルの高度化のための方策を検討する。

#### (1) コンクリート塊のリサイクルの現状及び課題の把握

広島県におけるコンクリート塊のリサイクルについて、既存資料の整理や、関係機関等へのヒアリング調査及び県内事業者へのアンケート調査を実施し、現状及び課題を把握する。

なお、現状及び課題の把握については、以下の事項を基本とし、「(2) コンクリート塊再生材の利用拡大に向けた対応策の提案」に必要となる調査内容及び追加する調査内容等を提案すること。

加えて、コンクリート塊再生材の利用拡大を阻害する要因を明確化するための課題の整理方針等を提案すること。

##### ① 既存資料の整理

本県におけるコンクリート塊のリサイクルの全体像の把握及び需給推計に必要な資料を整理する。整理する資料は以下を基本として、その他必要な資料がある場合は提案すること。

- ・ 建設副産物実態調査
- ・ 主要建設資材需給・価格動向調査結果
- ・ 建設工事統計調査
- ・ その他必要な資料

##### ② 実態調査

実態調査では、アンケート調査及びヒアリング調査を実施し、「① 既存資料の整理」の内容を補完するとともに、本業務における必要な事項を収集する。

###### ア アンケート調査

県内事業者に対し、郵送方式（WEB併用可能）によるアンケート調査を実施する。

アンケート調査はコンクリート塊再生材を利用する事業者及びコンクリート塊再生材を製造する事業者を想定する。

コンクリート塊再生材を利用する事業者へのアンケート調査の対象者は、建設業を基本とし、有効回答数として200社程度が得られるように抽出する。

コンクリート塊再生材の製造業者へのアンケート調査の対象者は、リサイクル製品登録制度に製品を登録している業者を基本とし、約90社を想定する。

なお、アンケート対象事業者数については現時点での想定であり、増減がある場合には協議により変更の可否を決定する。

###### イ ヒアリング調査

ヒアリング調査はアンケート調査の事前、事後に実施する。

事前ヒアリングについては、アンケート項目の妥当性などについて確認を行うものとし、アンケート調査対象者が所属する業界団体から2団体程度（再生材利用事業者側の団体及び再生材製造業者側の団体）を目安に抽出し、対面又はWEB方式により実施する。

事後ヒアリングについては、アンケート調査結果の確認・深掘などを行うものとし、アンケート回答者から特に追加確認が必要な事業者を8業者程度（再生材利用事業者：4業者程度、再生材製造業者：4業者程度）を目安に抽出し、対面又はWEB方式により実施する。

### ③ 調査結果とりまとめ

各種調査結果に基づき本県におけるコンクリート塊リサイクルの現状及び課題を整理する。  
なお、コンクリート塊再生材の利用拡大を阻害する要因を明確化する。

### (2) コンクリート塊再生材の利用拡大に向けた対応策の提案

(1)で把握した県内のコンクリート塊のリサイクルの現状及び課題を踏まえた、コンクリート塊再生材の利用拡大に向けた複数の対応策を具体的に提案する。

なお、提案する対応策については、技術的・経済的・法的な観点から実現可能性の評価を行うこととし、対応策を提案するための具体的な検討方針及び実現可能性の評価方針を提案すること。

### (3) 報告書の作成

実施した(1)～(2)の業務内容について、報告書を作成し、電子データで提出する。

## 4 その他

- (1) 受託者は、本委託業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。
- (2) 受託者及び委託者は、双方ともに、業務実施等にあたり不明な点や変更の必要があると認められる場合には速やかに協議を行うこと。

## 5 業務スケジュール（案）

項目	令和8年					令和9年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
既存資料の整理	→							
実態調査		→	→	→				
調査結果とりまとめ				→	→			
対応策の提案					→	→	→	
報告書の作成							→	→